

## 議案第 8 号

### 工事請負契約（国道 178 号（岩美道路）トンネル 工事（（仮称）岩美 1 号トンネル）（補助））の締結に ついて

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 国道 178 号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美 1 号トンネル）（補助）
- 2 工 事 場 所 岩美郡岩美町大字陸上から岩美郡岩美町大字牧谷まで
- 3 契約の相手方 国道 178 号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美 1 号トンネル）（補助） 鴻池・青木あすなろ・美保テクノス特定建設工事共同企業体

代表者 広島市中区八丁堀 2 番 3 1 号

株式会社鴻池組広島支店

執行役員支店長 安居院 徳 重

広島市中区上幟町 3 番 2 6 号

青木あすなろ建設株式会社中四国支店

支店長 濱 本 和 俊

米子市昭和町25番地

美保テクノス株式会社

取締役社長 野 津 一 成

4 契 約 金 額 3,505,680,000円

5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。

6 工事完成期限 平成32年5月29日

7 契約締結の方法 一般競争入札